

第5期第1回 羽村駅西口土地区画整理審議会 議事録

1 日時	令和6年5月22日（水）午前10時00分～午前11時40分
2 場所	羽村市役所西庁舎 5階 委員会室
3 出席者	会長 黒木中、会長代理 柳修、 委員 望月建設株式会社、石川寿明、清田敏雄、中村幸夫、 野崎清代、小宮國暉、秋山法、神屋敷和子
4 欠席者	なし
5 議題	(1)会長の選挙について (2)会長代理の互選について (3)議席の決定について
6 会議の区分	公開
7 傍聴者	1名

午前10時 開会

○区画整理課長（乙津正実君） 皆さんこんにちは。それでは定刻となりましたので、ただいまから第5期第1回福生都市計画事業羽村駅西口土地区画整理審議会を開催させていただきます。なお黒木委員につきましては、所用で到着が遅れております。ただいまこちらに向かっておりますので、先に会議を開催させていただきます。

本日の審議会は、第5期として初めての審議会になりますので、会長が決定するまでのしばらくの間、私、区画整理課乙津が進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

なお予め御承知いただきますが、本日の審議内容につきましては、非公開とする事項はございません。よって今回の会議につきましては、公開会議として開催させていただきますので、よろしくお願いいたします。それでは次第に沿って進めさせていただきます。

次第の第1、開会にあたりまして、施行者を代表して橋本市長より御挨拶を申し上げます。市長よろしくお願いいたします。

○市 長（橋本弘山君） 改めまして皆さんおはようございます。開会に先立ちまして一言御挨拶を申し上げます。本日は、何かとお忙しい中、第5期として初めてとなります福生都市計画事業羽村駅西口土地区画整理審議会に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

審議会委員の任期満了に伴い、令和6年2月25日に執行いたしました第5期の審議会委員選挙で御当選され、本日御出席いただいている8名の皆様が委員として御就任されますとともに、黒木中委員並びに柳修委員には豊富な経験と高い見識をお持ちの学識経験委員として、公私ともに御多忙なところ、第4期に引き続き委員をお

引き受けいただき、誠にありがとうございます。

委員の皆様方には、5年間、羽村駅西口土地区画整理事業における施行者と権利者の方々との意思疎通が図られ、事業を効率的に行うことができるようお力添えを賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

さて、現在の羽村駅西口土地区画整理事業の状況であります。令和元年5月に変更決定いたしました第3回変更事業計画に基づき優先整備地区として設定しました、しらうめ保育園周辺、羽村駅前周辺、羽村大橋周辺など、川崎一丁目エリアを中心に整備を進めてまいりました。

川崎一丁目及び川崎四丁目では、本事業による新しい街路が整備され、権利者の皆様の生活再建が進み、新しい街並みを形成しつつあります。

また、都市計画道路3・4・12号線については、新奥多摩街道から旧奥多摩街道間において、道路線形が確認できるようになってまいりました。これもひとえに、これまで権利者を初め、関係者の皆様の御理解と御協力によるものと考えております。

本年度からは新たに令和6年度から令和11年度までの6か年の債務負担行為を設定し、現在仮住まいをされている権利者の方々への返地を最優先するとともに、都市計画道路3・4・12号線及び駅前交通広場等の整備を進めていく考えであります。本日は第5期の審議会として初回となりますので、会長及び会長代理の選出と議席の決定をいただきますので、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げ、御挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○区画整理課長（乙津正実君） ありがとうございます。次に、本日の資料の確認をさせていただきます。お手元の資料を御確認ください。

まず本日の次第でございます。

次に、右上に資料1として、羽村駅西口土地区画整理審議会委員名簿（第5期）そちらの裏面には、学識経験委員の経歴等を記載してございます。

次に資料2といたしまして、福生都市計画事業羽村駅西口土地区画整理事業施行規程でございます。

資料3といたしまして、福生都市計画事業羽村駅西口土地区画整理審議会議事運営規則。

資料4といたしまして、土地区画整理審議会の傍聴に関する取り扱い要領。

最後に資料5といたしまして、羽村駅西口土地区画整理事業情報紙「まちなみ67号」となっております。

以上でございますが、過不足はございませんでしょうか。

御確認ありがとうございます。

ここで、委員の皆様には御確認をさせていただきたいと思っております。この会議、ただいま、傍聴の希望がお1人いらっしゃいました。先ほど申し上げましたように本日の会議は公開の会議でございますので傍聴を認めたいと思っておりますがよろしいでしょ

うか。

(異議なし)

ありがとうございます。では傍聴される方にお願いがございます。入口でお渡しいたしました土地区画整理審議会の傍聴に関する取り扱い要領を遵守していただきますようよろしくお願いいたします。

それでは引き続きまして次第の2、出席委員の御紹介をさせていただきたいと思っております。御紹介は、皆様にお配りしております資料1の名簿の順とさせていただきます。なお、この順番につきましては、審議会委員選挙の際の立候補の届け出順となっております。

まず初めに、選挙により就任いただきました委員の方を御紹介させていただきます。誠に恐縮ではございますけれども、お名前をお呼びいたしますので、御起立のほどよろしくお願いいたします。

土地所有者としての委員であります小宮國暉様でございます。

- 委員（小宮國暉君） はい。よろしくお願いいたします。
- 区画整理課長（乙津正実君） 同じく土地所有者委員の秋山法様でございます。
- 委員（秋山 法君） はい。よろしくお願いいたします。
- 区画整理課長（乙津正実君） 同じく土地所有者委員の石川寿明様でございます。
- 委員（石川寿明君） はい。よろしくお願いいたします。
- 区画整理課長（乙津正実君） 同じく土地所有者委員の中村幸夫様でございます。
- 委員（中村幸夫君） よろしく願いいたします。
- 区画整理課長（乙津正実君） 同じく土地所有者委員の清田敏雄様でございます。
- 委員（清田敏雄君） 清田です。
- 区画整理課長（乙津正実君） 同じく土地所有者委員の野崎清代様でございます。
- 委員（野崎清代君） よろしく願いいたします。
- 区画整理課長（乙津正実君） 同じく土地所有者委員の神屋敷和子様でございます。
- 委員（神屋敷和子君） よろしく願いいたします。
- 区画整理課長（乙津正実君） 次に借地権者としての委員でございます。望月建設株式会社望月光治様でございます。
- 委員（望月建設株式会社：望月光治君） よろしく願いいたします。
- 区画整理課長（乙津正実君） 次に、本事業の施行規程第10条第2項に定められた学識経験を有する者として選任いたしました委員2名の方を、経歴を交えて御紹介をさせていただきます。

まず初めに黒木中委員でございます。黒木様は、不動産鑑定士と土地区画整理士の資格をお持ちで、株式会社新都市不動産鑑定、また、有限会社武蔵土地評価システムの代表取締役でございます。本審議会では、平成16年発足の第1期から第4期まで会長の職を2期、会長代理職を2期務めていただきまして、御尽力いただいております。

ます。区画整理に関する広い見識と、何よりもこの羽村駅西口土地区画整理事業に当初から携わり、精通されておりますので、引き続き学識経験委員としてお願いしたものでございます。

続きまして、柳修委員を御紹介させていただきます。柳様は、都市および地方計画の技術士、また土地区画整理士の資格をお持ちで、東京都の職員として、土地区画整理事業の他、木造密集整備などの業務にも携わってこられました。平成24年3月には、都市整備局市街地整備部、換地計画専門課長というお立場で東京都を退職され、現在は、高田馬場にございます日本測地設計株式会社の顧問をされております。第3期第4期の審議会において、会長代理の職務を務めていただき、御尽力いただいているとともに、東京都の街づくりに深く関わり、区画整理に関する広い見識と豊富な経験をお持ちであることから、引き続き学識経験委員をお願いしたものでございます。御紹介いたします。柳修委員でございます。

○委員（柳 修君） 柳です。よろしくお願いいたします。

○区画整理課長（乙津正実君） ありがとうございます。以上で委員の紹介を終わらせていただきます。

次に次第3、本日出席の理事者並びに職員の紹介をさせていただきます。初めに理事者の紹介をさせていただきます。先ほど御挨拶を申し上げました橋本市長でございます。

○市長（橋本弘山君） よろしく願いいたします。

○区画整理課長（乙津正実君） 小林副市長でございます。

○副市長（小林宏子君） よろしく願いいたします。

○区画整理課長（乙津正実君） 次に職員の紹介をさせていただきます。本年4月に就任いたしました吉岡まちづくり部長でございます。

○まちづくり部長（吉岡隆宏君） よろしく願いいたします。

○区画整理課長（乙津正実君） 本年4月に区画整理課事業係長から昇格いたしました、山崎区画整理課主幹でございます。

○区画整理課主幹（山崎信介君） 山崎です。よろしく願いいたします。

○区画整理課長（乙津正実君） 本年4月に区画整理課事業係主任から昇格いたしました、神保事業係長でございます。

○区画整理課事業係長（神保 徹君） よろしく願いいたします。

○区画整理課長（乙津正実君） 角掛事業係主査でございます。

○区画整理課事業係主査（角掛好大君） よろしく願いいたします。

○区画整理課長（乙津正実君） 次に事務局でございます。本年4月に就任いたしました権区画整理課総務係長でございます。

○区画整理課総務係長（権 智英君） 権です。よろしく願いいたします。

○区画整理課長（乙津正実君） 最後に私、区画整理課長の乙津でございます。どう

ぜひよろしくお願いいたします。また、本日、本事業の事業委託をしております公益財団法人東京都都市づくり公社の職員が出席しておりますので御紹介させていただきます。

多摩西部区画整理事務所の藤野所長でございます。

- 多摩西部区画整理事務所長（藤野義一君） 4月から就任いたしました。藤野と申します。よろしくお願いいたします。
- 区画整理課長（乙津正実君） 同じく多摩西部区画整理事務所の秋山換地課長でございます。
- 多摩西部区画整理事務所換地課長（秋山達生君） 秋山でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 区画整理課長（乙津正実君） 同じく多摩西部区画整理事務所の酒井移転工事課長でございます。
- 多摩西部区画整理事務所移転工事課長（酒井 仁君） 酒井です。よろしくお願いいたします。
- 区画整理課長（乙津正実君） 同じく多摩西部区画整理事務所の渡部換地課課長補佐でございます。
- 多摩西部区画整理事務所換地課課長補佐（渡部優貴君） 渡部です。よろしくお願いいたします。
- 区画整理課長（乙津正実君） 同じく多摩西部区画整理事務所の坂田換地課換地係主任でございます。
- 多摩西部区画整理事務所換地課換地係主任（坂田拓真君） 坂田と申します。よろしくお願いいたします。
- 区画整理課長（乙津正実君） 以上で、理事者並びに職員の紹介を終わります。続きまして、本日の会議の成立について御報告させていただきます。

ただいまの時点での本日の出席委員は9名でございます。議事運営規則第2条に規定する過半数に達しておりますので、本会議が成立することを報告させていただきます。

それでは次第の第4、議題に入らせていただきます。お手元の資料では、議題の（1）は会長の選挙となっております。しかしながら今1人、まだ委員が来てございませんので、先にまず（2）の会長代理の互選の方から進めさせていただきたいと思っております。

- 委 員（野崎清代君） 順番として、会長を先に決めて代理の方を決めるのが手順ではないのかなと思うのですが、先に代理を決めてしまってよろしいのでしょうか。
- 区画整理課長（乙津正実君） それでは、今会長選任からというお話がございました。他の委員の皆さんはいかがですか。はい。清田委員どうぞ。
- 委 員（清田敏雄君） はい。清田です。賛成でございます。まず、会長を決めて、

それからというのは、当然のことです。以上。

○区画整理課長（乙津正実君） はい。柳委員お願いします。

○委 員（柳 修君） 私から申し上げるのも何なのですが、私黒木さんに会長をしていただくのがいいと思ってはいるのですが、今までずっと審議会の運営に努められてきておりますし、今までここにいらっしゃる皆さんの審議会に携わってこられた方で黒木さんの会長としての議事の進行については十分御存知だと思いますので、私は是非黒木さんになっていただけるのであればその方が審議会の運営としては円滑に進められるのではないかなと思っておりまして、そういう意味で今向かってらっしゃるということですので、できましたら休憩か何かしていただいて、それで到着を待ってから選任という形で会長から順番にという形はできないでしょうか。

○区画整理課長（乙津正実君） ありがとうございます。今、会長を先という御意見をいただいております。それでは、もうしばらくしましたら着くというような情報も入っておりますので、暫時休憩をさせていただきますして、黒木委員が到着次第再開をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。委員の方々にはお忙しいところ申し訳ございません。暫時休憩とさせていただきます。

【休憩】

○区画整理課長（乙津正実君） それでは休憩前に引き続きまして会議を再開させていきたいと思っております。委員の皆さん御協力ありがとうございました。

それでは改めまして次第の4、議題に入らせていただきます。会長が決まるまでの間、議事進行につきましては引き続き私、事務局の方で進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

ここで委員の皆様にお願いがございますが、記録の関係がございますので御発言の際には、机上にございますマイクを使用していただきますようお願いいたします。使用方法につきましては委員の皆様御存知かと思いますが、発言される際には、マイクスタンドのスピーカーの下にありますスイッチを押していただければと思います。よろしくお願いいたします。発言が終わりましたらスイッチを切っていただくようお願いいたします。

では、議題（1）会長の選出についてでございます。本日配布しております資料3、議事運営規則の第3条を御覧ください。会長の決定につきましては、第1項で、審議会に会長を置き、最初の会議において、委員のうちから選挙すると定めております。このことから、会長の決定に当たりましては、委員の中から候補者を選定し、選挙を行っていただくことになります。そこで、会長候補者の選出方法についてですが、指名推薦、立候補の方法がありますが、いかが取り計られますでしょうか。はい。清田委員どうぞ。

○委 員（清田敏雄君） はい。清田です。やはり立候補が当然だと思います。

- 区画整理課長（乙津正実君） ありがとうございます。他に御意見ありますか。はい。中村委員お願いします。
- 委 員（中村幸夫君） 中村です。前回の審議会の選挙、これについても会長の選出の際に、指名推薦というような形で行っておりました。今回もどなたかから推薦していただけたらどうでしょうか。それとあと賛否については、挙手。このような形で取っていったらどうでしょうか。以上です。
- 区画整理課長（乙津正実君） ありがとうございます。はい。神屋敷委員。
- 委 員（神屋敷和子君） はい。神屋敷です。立候補は駄目なのでしょうか。
- 区画整理課長（乙津正実君） いまお二方から御意見がありまして、指名推薦の方法と立候補の方法という2つの意見がございました。これを踏まえて、事務局としては、両方の御意見を尊重いたしまして、自薦他薦という形で決めさせていただきたいと思います。
- 委 員（清田敏雄君） そのようなやり方があるのですかね。
- 区画整理課長（乙津正実君） 両方の御意見を尊重して進めさせていただきたいと考えております。そのような方法でよろしいでしょうか。決を採りたいと思います。自薦他薦の方法で会長を決めさせていただきたいと思いますが、この方法でよろしいという方は恐れ入ります、挙手をお願いしたいと思います。
- 〔挙手（小宮委員、秋山委員、石川委員、中村委員、野崎委員、神屋敷委員、望月建設株式会社委員、黒木委員、柳委員）〕
- 区画整理課長（乙津正実君） ありがとうございます。では委員の皆さんの賛同をいただきましたので会長の決定に当たりましては自薦他薦という方法で、最終的に挙手によって決定をさせていただきたいと思います。それでは会長の立候補または他薦を伺いたいと思います。どなたか。はい。どうぞ。野崎委員。
- 委 員（野崎清代君） 立候補したいと思います。
- 区画整理課長（乙津正実君） 他に立候補他薦の方。はい。中村委員お願いします。
- 委 員（中村幸夫君） 中村です。会長の推薦をしたいと思います。先ほど柳委員から話がありましたように黒木委員を推薦したいと思います。黒木委員につきましては前回もその前も会長というような形で尽力していただきました。それと、学識経験者、区画整理にとっては、その資格をお持ちになっておりまして、事業自体よく熟知していることから、公平な立場で判断できるのではないかとということで、ふさわしいと思いますので、推薦していきたいと思います。以上です。
- 区画整理課長（乙津正実君） はい。ありがとうございます。黒木委員。どうぞ。
- 委 員（黒木 中君） 御推薦いただきましてありがとうございます。私も立候補したいと思います。
- 区画整理課長（乙津正実君） はい。ありがとうございます。今2名の方が立候補されました。野崎委員、それから黒木委員、それから中村委員からは黒木委員の推

薦という形でございました。他に立候補する方。どうぞ。神屋敷委員。

○委員（神屋敷和子君） 神屋敷です。野崎さんを会長に推薦します。理由は前回の途中から審議会委員だったのですけれども、非常に公平性についての問題を重視していて、進め方においても、そのところが解消できるように、特に住民の多くの方が公平性に関しては疑問を持っています。それが解消できるような審議会になるように野崎さんをお願いしたいと思います。以上です。

○区画整理課長（乙津正実君） はい。ありがとうございます。他に、ございますか。小宮委員どうぞ。

○委員（小宮國暉君） 私も黒木委員を会長にさせていただきたく、推薦申し上げます。黒木委員とは、この審議会が始まって以来、ずっと神屋敷さんもそうなのですけれども、一緒に色々審議をしてまいりました。特に最初の出発点は、非常に難しい場面もありましたけれども、そのところで色々な御意見も伺っていますし、非常に区画整理事業については熟知されていると認識しております。よって、黒木委員を会長によろしくお願いいたします。

○区画整理課長（乙津正実君） はい。ありがとうございます。他にございますでしょうか。それでは今自薦他薦という形で野崎委員、黒木委員2名の方のお名前が挙がりました。野崎委員と黒木委員この2名の選出された候補者の中から、挙手によって会長を決定したいと思います。はい。どうぞ。

○委員（野崎清代君） 立候補した理由を是非話させてほしいと思います。

○区画整理課長（乙津正実君） はい。野崎委員どうぞ。

○委員（野崎清代君） この区画整理ですけれども、スタートの段階で、大きな間違いを犯していると思うのです。例えば、32年前になりますが、平成4年、西暦では1992年の7月に16ヘクタールの羽村駅西口駅前の区画整理反対派の方と市の職員の方が会合をもって、1番、区画整理を基軸に行う。2番、区画整理を16ヘクタールから43ヘクタールに拡大する。そして、3番、まち作り委員会を設置する。この3点の合意を得たということを市議会に報告して、スタートしているとのことですが、これはたまたまTBSの報道番組で、この3点合意をしていないという証言が出ておりますし、私もそこに参加した方から、市が勝手に説明し、帰っただけだ、という説明を受けております。このような曖昧な、あるいは捏造と、言われかねない、もしかしたら本当に捏造かもしれませんが、証拠書類も残っていないということで、非常におかしなスタートをしています。このようなことがたくさんありますが、もう2つぐらいあげてもいいかと思いますが、同じ年の8月にこの区域の広がった、43ヘクタールに広げたときに、27ヘクタールが広がったわけですが、その区域の土地所有者に対して区画整理の説明もない。整備の必要があるかどうかという細かな質問があつて、整備をすると考えた人に対しては、土地区画整理事業以外の選択肢がない。それから土地区画整理事業というのはどういうものであるかという説明もな

いと。そのアンケートに私は答えました。羽村市をより良くしたいと思ひまして、整備の必要があるものはいくつかありました。そうすると、整備をするという選択肢は、土地区画整理事業しかなかった。私はこのアンケートを書いてから後に、拡大された地域の方の賛同も得ています。という説明を、市議会でなさっていたと聞いたときに、これは騙されたな、というのが本当の実感です。このようなものがその後も続きましたので、これはたまたまではないと、そのときに感じております。このようにスタートの段階で地域の住民や、権利者との合意形成が行われておらず、一方的に区画整理事業を押し付ける形で強引に進めてきてしまった。こういう進め方に対しては、羽村市は残念ながら、市民や権利者からの信頼を失って、強烈な不信感を植え付けてしまったと思います。

そしてこの区画整理事業が始まった現在でも、換地や清算金、保留地の位置や処分などにおいて、不公平なことが行われるのではないかと。あるいは行われているのではないかという不信感が消えていません。その前に、皆さんにはこういった経緯があるということはぜひ踏まえて欲しいと思っています。

この審議会では、この不信感を払拭しないといけない。それには何ができるのか。公平にやっているということを示すしかないと思うのです。これは個人情報ということもありまして、表に出せないというのは聞いておりますけれども、審議会委員が公平性を確認しなければ、誰が公平性を確認できるのか。昨年から公平性ということに関わってまいりましたが、公平性の分かる資料は出ていません。公平性を確認するためには、過去も、これから行われる換地も全部比較しなければ、結局分からないのです。それを部分だけ見て検討している審議会のあり方では、私は不信感を持っている方に、審議会を通ったから大丈夫だよと言えません。大丈夫だよと言える審議会にしなければ、この不信感は消えないと思うのです。羽村市を良くしていく上でも、オープンにして、信頼できる審議会、公平性が審議会委員によって確認されて、皆さんの換地や清算金など、ちゃんとルールに従っています。と言える立場になりたいのです。今はそれが言えません。ですので、審議会委員が公平性を確認し、権利者から信頼される審議会にしたいと思ひまして、委員長に立候補いたします。以上です。

○区画整理課長（乙津正実君） ありがとうございます。他に御意見等ございますでしょうか。はい。黒木委員どうぞ。

○委員（黒木 中君） 私も立候補の弁を簡単に述べさせてもらってもいいですか。いまお話があったとおり、私も知らないこともあるかもしれませんが、最初からその反対派の方々が色々な形でこれはきちんとしていないというような御意見をお持ちで、この審議会でも度々そういう議論がなされてきました。私学識経験という形で公平な立場で関わらせていただいていたいて、やはり議長になる会を、議事を進行していくものというのは、中立な立場の方がいいと考えました。大きな役割は、施行

者からの諮問に対して答申をするというのが、この審議会の役目なので、議会で色々な話をして方向性を決めるのとはまた別な性格だと思います。そこら辺の審議会の意を踏まえて会長に立候補させていただきたいと思います。以上です。

- 区画整理課長（乙津正実君） ありがとうございます。では、野崎委員、黒木委員の2名の候補者の中から、挙手によって、会長を決定させていただきたいと思います。

まず、野崎委員を会長にと思われる方、挙手をお願いいたします。

〔挙手（清田委員、野崎委員、神屋敷委員）〕

3名であります。ありがとうございます。次に、黒木委員を会長にと思われる方、挙手をお願いいたします。

〔挙手（小宮委員、秋山委員、石川委員、中村委員、望月建設株式会社委員、黒木委員、柳委員）〕

はい。ありがとうございます。7名でございます。この結果、挙手多数により黒木委員を会長として決定させていただきたいと思います。

それでは会長が選出されましたので席の移動と準備のため、しばらく休憩をさせていただきますと思います。準備が整い次第、またお声掛けをさせていただきますのでよろしくお願いいたします。黒木委員前の方によりしくお願いいたします。

【休憩】

- 区画整理課長（乙津正実君） それでは休憩に引き続きまして、会議を再開させていただきます。

それでは御挨拶を含め、ここからの議事進行は黒木会長にお任せしたいと思います。それでは黒木会長よりよろしくお願いいたします。

- 会 長（黒木 中君） ただいま会長に選出していただきました黒木でございます。顔馴染みの方がほとんどいますが、この審議会発足当初からずっと関わらせていただいております。もう、記憶がすごく薄れているところもあって詳細なところも、隅々まで覚えていないのですけれど、ずっと会の中のことを把握しているつもりでございます。きちんとした公平性を担保できるような議事を進めたいと思いますので御協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは議題の（2）会長代理の互選。会長代理の選出を行います。これまでどのような方法で会長代理を選出していたか、事務局より説明をしていただけるとありがたいです。

- 区画整理課長（乙津正実君） はい。会長、事務局です。

- 会 長（黒木 中君） はい。事務局。

- 区画整理課長（乙津正実君） はい。それでは御説明させていただきます。会長代理の選出方法につきましては、今黒木会長からもお話ありましたように、資料3の本審議会議事運営規則第3条第4項に、委員のうち、あらかじめ互選されたもの、と

して規定がございます。互選となりますので、委員の中でどなたがいいか話し合いを行って決めていただくということになりますけれども、参考までに申し上げますと、第1期から第4期までは、委員の中からお1人御推薦をいただきまして、他の委員の方の同意を得て決定したという経緯がございます。以上でございます。

○会 長（黒木 中君） ただいま事務局から会長代理の選出方法について説明がありました。説明にありましたように第1期から第4期の審議会と同様にどなたか御推薦いただき決定する方法が良いと思いますけれども、御異議ありませんか。

○委 員（清田敏雄君） はい。

○会 長（黒木 中君） はい。清田委員。

○委 員（清田敏雄君） あの清田です。反対です。先ほども申し上げたとおり、こういう選挙ではやはり立候補がまず第一です。それで駄目だった場合は、推薦です。これはもう当然のことです。以上。

○会 長（黒木 中君） 今清田委員から立候補で決めるべきではないかというような意見がありましたけれど。何か他に御意見ありますか。はい。中村委員。

○委 員（中村幸夫君） 中村です。推薦の方も先ほどの会長の選出と同じような形で行っていただきたいと思います。以上です。

○会 長（黒木 中君） はい。それでは、他に御意見ありますか。はい。野崎委員。

○委 員（野崎清代君） 質問なのですけれども。会長代理の互選について。というのは、何かルールがあったように思うのです。これはなかったのでしょうか。

○会 長（黒木 中君） 事務局。

○区画整理課長（乙津正実君） はい。事務局です。野崎委員が今おっしゃったルールというところなのですけれども、先ほど御説明しましたように、今まで第1期から第4期までは指名推薦をしていただいて、その方を委員の皆さんで、挙手によって選ぶという方法をさせていただいております。

○会 長（黒木 中君） よろしいですか。はい。どうぞ。

○委 員（野崎清代君） 野崎です。これは慣例でやってるのですか。それとも議事録を見ますと何かルールがあったのですけれども。もしそのルールがありながら、慣例を優先すると、おかしいことになるのではないかと思います。そこを確認したいと思ひまして今、質問しております。

○会 長（黒木 中君） 事務局。

○区画整理課長（乙津正実君） はい。事務局です。はい今野崎委員からの御質問でございますけれども、これまで推薦でというのは、確かに慣例であったと考えております。ですので、改めましてここで会長からありましたように、立候補の方がいらっしゃるれば立候補の方から選ばせていただくという方法もあると思っております。

○会 長（黒木 中君） 他に何か御質問、御意見ありますか。

それでは立候補による方法と、それから推薦による方法とが出ていますので、立候補される方、あるいは推薦をしたいという方がいらっしゃったら、御発言をお願いしたいと思います。はい。小宮委員。

○委員（小宮國暉君） はい。小宮です。推薦ということに尽きるのですが、私達今、柳委員の他には、選挙で選ばれております。そのために、それぞれのお考えがあつて、この審議会委員になったことは事実でございます。市の方から、あるいは市長の方から、当然ながら学識経験または客観的な立場でこの会を運営されるということにおいては、やはり柳委員が適切であり、当たり前のことだと、私は思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○会長（黒木 中君） はい。今、小宮委員より柳委員の推薦とそれからその簡単な理由が説明されましたが、他に。はい。野崎委員。

○委員（野崎清代君） 野崎です。今、既に推薦の話まで進んでいるようなのですが、私が先ほど質問しているのは、過去の議事録を見ますと、ルールがありまして、この規定に従って、ということで、やり方が進められているのです。その規定を言っていないと、これ進まないのではないですか。

○会長（黒木 中君） 先ほどの事務局からの御説明だと規定があると理解しています。

○委員（野崎清代君） 前回の議事録には規定により、このように進めさせていただきます。という説明がありまして。もしも今回その説明がないとすれば、その規定はなくなってしまったのか。もしあるのに進めると、規定違反で取り消さなければならないこともあり得るわけです。ですのでそこはきちんと確認してほしいです。以上です。

○会長（黒木 中君） 事務局、何か規定がありますか。

○区画整理課長（乙津正実君） 会長。事務局です。

○会長（黒木 中君） はい。

○区画整理課長（乙津正実君） この審議会の会長代理の選出方法につきましては、審議会の議事運営規則というものが、本日、資料3としてお配りさせていただいております。そこの第3条第4項に、委員のうちからあらかじめ互選されたものという規定をしております。この会長代理の選出において規定されているものは、これのみと捉えております。

○会長（黒木 中君） はい。ありがとうございます。同じですね。会長の選挙と同じで特に規定は書いてないです。会長を置き、ということが書いてあるのと、会長に事故があるときはあらかじめ互選された会長代理が職務を代理するということだけが書いてあって、選出の方法等は書いてないようです。野崎委員よろしいですか。他に、はい。中村委員。

○委員（中村幸夫君） 会長代理ですが、やはり学識経験者の柳委員にお願いした

と思います。理由は、先ほど事務局の方から説明があったとおりで、柳委員は東京都の職員として換地担当課長として、東京都の区画整理に対してあちこちの区画整理の課長を従事してきたと思われます。この区画整理のこの審議会、これにつきましては主に審議会の中で審議事項は、換地の部分が多々様々な部分で出てくると思います。そのようなことから、公平な立場で審議会の審議の中で判断していただけたと思います。このようなことから、柳委員が会長代理にふさわしい。そういうことから推薦したいと思います。以上です。

○会 長（黒木 中君） ありがとうございます。中村委員の方から柳委員の御推薦がありました。他に御推薦あるいは立候補の方はいらっしゃいますか。はい。清田委員。

○委 員（清田敏雄君） はい。清田です。私は神屋敷委員を推薦します。彼女は御存知のように、審議会の最初の代からずっとこの会議に出席しておりまして、非常に適切な意見を述べておられます。ということで私は彼女を推薦します。以上。

○会 長（黒木 中君） はい。ありがとうございます。今清田委員から神屋敷委員の御推薦がありました。他にどなたか立候補、推薦の方いらっしゃいますか。

それでは今、柳委員と神屋敷委員の御両名が推薦という形で、会長代理の候補に挙がっておりますが、挙手をとりたいと思いますがよろしいでしょうか。はい。神屋敷委員。

○委 員（神屋敷和子君） 神屋敷です。挙手の前に一言言わせていただいて、今の推薦をお受けいたします。私がお受けする理由といたしましては、この事業のおかしさというのは、図面の酷さだと最初から思っています。一体誰が作った計画図なのか。プロが作ったとは思えないし、何しろ認めることはできないと多くの住民がそう思っています。この地域の歴史的な環境とか、市街地であることも分かっていない方が歴史的な街並みを壊して全く違ったものにしてしまう、ということが私としては本当に悲しいことです。

それで、以前気になっていたのですけれども、環境影響評価書案の公聴会が平成8年に行われたのですけれども、そのときに地理の高校教師の方が、この地域は真四角になる耕地整理からも逃れて、江戸時代に開拓された景色を感じる街並み、屋敷林やその時代時代に作られてきた石垣の歴史的な道路網の美しさを残している貴重な地域だ、と言ったことを今思い出します。これだから温かい街並みで心良さを感じる特別な地域なのだと思います。なのにこの図面においては、例えば、昔からある防災、普通の井戸なのですけれども、この地域に100基あるのです。それで他に指定井戸というのが14基あるのですけれども、この基盤の目になってしまうと、その井戸がなくなってしまうと、指定井戸で残るのは1基のみ。それから堅固なマンションとかの建物は33軒あるのですけれども、そのうち移転しないのはたった1軒だけ、と。策のない図面です。業者としては儲かるからいいのかなと思って作った

のか、専門的なものは何しろ感じられないと多くの人が思っています。

それから皆さん御承知の通り1000軒が移動して市街地なので玉突きになるし、遺跡群もあるし、駅前の仮住まいの方はもう15年目です。このような異常な図面なので、この図面から、本来はこの破壊と税金の浪費とか、住民や市民を被害から守るべき行政でなければいけないし、我々審議会委員もしっかり考えて、この図面に関してどうしていったら良いか。というように考えるべきだと、私は住民の思いを踏まえたやり方で、この審議会に臨んでいます。ですから、推薦をお受けいたしまして、頑張りたいと思います。以上です。

○会 長（黒木 中君） はい。ありがとうございます。他に御推薦をなさりたい方、あるいは御意見等。はい。柳委員。

○委 員（柳 修君） 柳でございます。今2名の方から御推薦いただき、神屋敷委員の方からもお考えをお聞かせいただきましたので、私の方も一言だけお話をさせていただければと思います。今お話ありましたように、それから小宮委員の方からもお話ありましたように、本当にこの地域の皆様色々なお考えを持っていらっしゃるということで、審議会の方での御議論のある場所だと思っております。そういう意味で私は選挙で選ばれたという立場ではないので、所有者なり、借地権者という意味での地域の関わりを持っておりませんので、審議会の方で御議論いただくという意味では、私に代理をさせていただいた上で施行者からの諮問に対して色々お考えを述べていただくという機会ができるのではないかなと思いますので、選出していただければでしたら、私は代理をさせていただくというつもりはございます。以上でございます。

○会 長（黒木 中君） はい。ありがとうございます。他に何かございますか。

今自薦と他薦によって2名、自薦の方はいらっしゃらなかった。他薦によって2名の候補者の方の名前が挙がりました。柳委員と神屋敷委員です。この2名の選出された候補者の中から、挙手により会長代理を決定したいと思います。よろしいでしょうか。

（異議なし）

それではこれより挙手によりお願いいたします。なお、候補者御本人でも意思確認のため挙手をお願いいたしますようによろしくお願いします。柳委員を会長代理に推薦するという方の挙手をお願いいたします。

〔挙手（小宮委員、秋山委員、石川委員、中村委員、望月建設株式会社委員、柳委員）〕

はい。6名です。

続きまして、神屋敷委員を会長代理に推薦するという方の挙手をお願いいたします。

〔挙手（清田委員、野崎委員、神屋敷委員）〕

はい。ありがとうございます。3名です。

この結果、挙手多数により柳委員を会長代理として決定させていただきます。それでは会長代理に選任された柳委員には、代理の席の方へお願いいたします。

○会 長（黒木 中君） ありがとうございます。それでは一言御挨拶をいただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

○委 員（柳 修君） 改めまして柳でございます。先ほど御推薦をいただきまして、また、先ほどもお話をいただきましたように、様々な御意見がある審議会だということは十分承知しておりますので、逆に改めまして先ほど申し上げましたように、十分な御議論をいただく機会も作るっていうこともでき、私がそういう立場で代理という立場でこちらに務めさせていただくことでそういう御議論の機会もあるのかなと思っております。

これまで3期4期務めさせていただきましたけれども、また黒木会長中心に円滑な審議会が進められますように、委員として務めさせていただきたいと思いますのでどうぞよろしくお願いいたします。

○会 長（黒木 中君） ありがとうございます。

続きまして、議題の（3）議席の決定について。議席を決めたいと思います。私からの提案ですけれども、会長を議席番号1にさせていただいて、会長代理を議席番号2にさせていただいて、前回同様、5年前もそうでしたけれども、3番から10番までは抽選という形で議席を決めたいと思いますがいかがでしょうか。

○委 員（清田敏雄君） はい。

○会 長（黒木 中君） はい。清田委員。

○委 員（清田敏雄君） 清田です。私は議席の重要性を感じておりません。ですからそのことについて抽選するというのは、馬鹿げていると思っているので、それは反対です。具体的には、職員の方で決めてくだされば私はそれで十分です。

○会 長（黒木 中君） 他に御意見ありますか。中村委員。

○委 員（中村幸夫君） 中村です。抽選でやっていただきたいと思います。

○会 長（黒木 中君） 他に御意見ありますか。職員の方で決めていいということなのですが職員で決めず、抽選でよろしいですか。抽選でやりたいと思います。では、方法について、挙手を取りたいと思いますが、抽選で行った方がいいと思われる方挙手をお願いいたします。

〔挙手（小宮委員、秋山委員、石川委員、中村委員、望月建設株式会社委員、柳委員、神屋敷委員）〕

野崎委員はどちらですか。挙げていないですね。

それでは職員の方で勝手に決めてもらっていいという方は。

〔挙手（清田委員）〕

お1人。棄権の方がお1人。では抽選で決めさせていただきたいと思いますが、よ

ろしいでしょうか。はい。お願いいたします。

それでは事務局の方、準備をお願いいたします。清田委員御協力よろしく
お願いいたします。

○委 員（清田敏雄君） 最後でいいです。

○会 長（黒木 中君） はい。御意志を貫かれたことになりますので。

今事務局の方に回っていただきますので、抽選を行う順番は、この名簿のとおり
でいいでしょうか。清田委員が一番最後にしていただきたいということなので。小
宮委員引いていただいていいですか。

（抽選）

○区画整理課総務係長（権 智英君） 小宮委員8番です。

○会 長（黒木 中君） 秋山委員。

○区画整理課総務係長（権 智英君） 秋山委員9番です。

○会 長（黒木 中君） 石川委員。

○区画整理課総務係長（権 智英君） 石川委員4番です。

○会 長（黒木 中君） 中村委員。

○区画整理課総務係長（権 智英君） 中村委員6番です。

○会 長（黒木 中君） はい。では清田委員は飛ばさせていただきます。野崎委員。

○委 員（野崎清代君） 7番です。

○会 長（黒木 中君） 神屋敷委員。

○区画整理課総務係長（権 智英君） 10番です。

○会 長（黒木 中君） 望月建設株式会社委員。

○区画整理課総務係長（権 智英君） 3番です。

○会 長（黒木 中君） はい。御協力ありがとうございました。

○区画整理課総務係長（権 智英君） 清田委員5番です。

○会 長（黒木 中君） 清田委員は5番です。はい。ありがとうございます。皆さ
ん御協力ありがとうございました。今日は議席番号は変わらなくていいですね。

このままで。次に本日の議事録署名について事務局より説明をお願いいたします。

○区画整理課長（乙津正実君） 会長。事務局です。

○会 長（黒木 中君） はい。事務局。

○区画整理課長（乙津正実君） 本日の資料3、本審議会の議事運営規則第11条第3項
に、議事録には、会長及び会長の指名する委員2名が署名押印するものと規定され
てございます。これまでの審議会でもそうしておりましたが、会長は全ての議事録
に署名押印し、その他署名委員2名が議席番号の順に署名押印をしていただく形を
とっておりました。従いまして、本日の議事録署名委員は、会長と、議席番号2番
の柳委員、それから議席番号3番の望月建設株式会社委員にお願いしたいと思いま
すので、御了承のほどよろしくお願いいたします。以上です。

○会 長（黒木 中君） ただいま事務局より議事録署名については議席番号順に、今までもそうでしたけれども、お二方ずつという。そういう説明がありました。この件についてよろしいでしょうか。

（異議なし）

○会 長（黒木 中君） はい。ありがとうございます。それでは本日の議事録署名委員は柳委員と、議席番号3番の望月建設株式会社委員です。よろしくお願いいたします。

これで本日の予定されていた（１）（２）（３）の議題は終わりましたけれども、次第の5、その他、これは議題とは違うということで何かありますでしょうか。

○区画整理課長（乙津正実君） 会長。事務局です。

○会 長（黒木 中君） はい。事務局。

○区画整理課長（乙津正実君） はい。それではここで事務局より、現在の羽村駅西口土地区画整理事業の現状について、資料5のまちなみ67号を使いまして御説明をさせていただきたいと思います。皆様、まちなみ67号をお手元に御用意いただければと思います。

まず始めに、新たに設定しました令和6年度から令和11年度までの事業範囲について御説明させていただきます。まちなみの1ページ目にお示ししております図面の赤い点線で囲まれている範囲が、令和6年度から令和11年度までの事業範囲でございます。この事業範囲につきましては、本年1月に公表いたしました羽村駅西口土地区画整理事業における優先事項に掲げた3つの優先事項を実現するための期間、そして範囲ということになってございます。

この6か年で予定しております建物移転棟数につきましては、190棟でございます。羽村大橋周辺が約60棟、駅前周辺が約130棟という形でございます。移転の進捗率についてですけれども、令和5年度末では19%でございました。これに対しまして、この6か年で予定している移転棟数が完了いたしますと、全体の進捗率としましては約39%となる予定でございます。

また、6か年の仮換地先の整備を含む同区画道路の築造工事は、おおむね20路線、延長にいたしますと約1900メートルを予定してございます。整備率につきましては、令和5年度末では約16%でございましたが、6か年で予定している工事が完了しますと約31%になります。また、仮換地の指定率につきましては34%を見込んでございます。

なお、この延長等には、都市計画道路の整備は含まれてございません。都市計画道路の整備につきましては、本事業の施行に合わせて、その用地の確保を行っております。優先事項の1つである都市計画道路3・4・12号線については、現在詳細の設計に向け、関係機関との調整を進めているところでございます。調整が整い、財源等の見込みが立った段階で、今回の6か年の事業範囲とは別で、新たに債務負担

行為を設定させていただく予定でございます。

都市計画道路3・4・12号線につきましては、今回の6か年では、新奥多摩街道から羽村大橋東詰交差点までの区間、延長約290メートルについて、平面で整備を行う考えでございます。現在の計画では、令和7年度が設計、令和8年度、9年度での工事という予定でございます。

以上が簡単ではありますが、令和6年度から令和11年度の事業概要でございます。

続きまして、昨年度、令和5年度の事業概要について御説明いたします。1ページおめくりいただきまして、2ページを御覧ください。

令和5年度では、東小学校周辺の道路用地の確保、昨年度更新しました東小にございます防火水槽の採水口を設置いたしました。写真では、上図①と書いてある写真になります。

川崎四丁目では、都市計画道路用地を活用した仮設道路を整備し、仮換地先へのアクセスを確保いたしました。この工事により、仮住まい等されている権利者の方々に対し、4月に返地が完了いたしました。写真につきましては上図③になります。

最後に、今年度、令和6年度の事業概要について御説明をいたします。まちなみの3ページを御覧ください。本年度につきましては、都市計画道路3・4・12号線の整備を見据え、下水道管等の供給処理施設の埋設工事を実施いたします。写真につきましては3ページの上図①になります。東小学校北側の既存道路内への埋設工事となります。この場所につきましては、既存道路であること、また通学路であることから、危険が生じないように、工事時間通行等については十分周知を行い、配慮しながら実施していく考えでございます。

また、埋蔵文化財調査につきましては、都市計画道路用地内等において、部分的に完了していないことから、6月末の完了を目指し引き続き作業を進めてまいります。写真では上図③となっているものが、数字に該当いたします。

次に建物調査、移転についてでございます。建物調査につきましては、昨年度約30棟の調査が完了しておりまして、今年度は引き続き、駅周辺20棟の建物調査を行う予定でございます。建物移転につきましては、現在、移転に向けた協議中であり、確定ではございませんが、約20棟の移転を予定してございます。

以上で簡単ではございますが羽村駅西口土地区画整理事業の現状についての説明を終わらせていただきます。以上です。

○会 長（黒木 中君） はい。ありがとうございます。ただいま施行者より事業の現状についての説明がありました。この件に関し御質問等ありますか。

○委 員（清田敏雄君） はい。

○会 長（黒木 中君） 清田委員。

○委 員（清田敏雄君） 清田です。先ほどの話がございましたけれども、仮住まい

がもう15年に達しているという話がありました。これ本当に、真に、悲惨です。かわいそうです。あまりにも。それを救済するという話が先ほどの話の中にないのですよ。こんな方針といえますか、計画に私は反対です。以上です。

○会 長（黒木 中君） はい。ありがとうございます。他に何かありますか。

○委 員（神屋敷和子君） はい。

○会 長（黒木 中君） はい。神屋敷委員。

○委 員（神屋敷和子君） 10番神屋敷です。1ページのところを見ると、黄色く塗ってあるところが、結局、令和6年から令和11年までの6か年の事業範囲で190棟を予定しているということでもありますので、本来は優先地域というのは3・4・12号線と駅前と3・4・13号線のところなのだと思うのですが、これは面整備で行う計画を立てていると捉えました。今、190棟の移転ということはまたこの地域を基盤の目にしてしまうという考え方でやっているのでしょうか。

○会 長（黒木 中君） 御質問ですか。

○委 員（神屋敷和子君） はい。

○会 長（黒木 中君） これについて、この際ですからお答えいただければ。御質問の趣旨は、私ももう一度確認させていただきますが、この黄色く塗ってある6年度から11年度までの6か年で行うところを基盤の目にしていくのかという御質問ですね。はい。その件について。

○まちづくり部長（吉岡隆宏君） 会長。まちづくり部長です。

○会 長（黒木 中君） はい。まちづくり部長。

○まちづくり部長（吉岡隆宏君） はい。ただいまの神屋敷委員からの御質問でございますけれども、今年1月9日に、市として、羽村駅西口地区の都市基盤整備に関する今後の方向性を示させていただきました。方向性にも示されているように、これまで検証会議を令和4年度に設置して、それから令和5年度に市職員、それからアドバイザーの御助言もいただきながら、検討を重ねてまいりました。その結果として、今回今後の方向性の中でも、整備手法として、土地区画整理事業を進めてまいりますという方向性を出させていただきましたので、区画整理事業によって、今後進めてまいります考えでございます。以上です。

○会 長（黒木 中君） はい。ありがとうございます。はい。神屋敷委員。

○委 員（神屋敷和子君） 意見なのですが、検証会議は確かにやって、検証委員の方から色々な見直しの仕方とかも考えるようにとか、動かない家を作って費用をあまりかけないようにとか、色々な意見が出て柔軟性のあるもので出てきたと思うのです。それが一気に市の職員との検討になった段階で、東京都のガイドラインを使ってやったのです。やって、区画整理手法以外は無理であるというような結論に達したということなのだと思いますけれども、この東京都のガイドラインというのは、区部のもので、なおかつ区画整理を施行すべき地域として都市計画決定されたもの

の、長期間事業化に至っていない区域の課題解決に向けて市街地整備を推進することを目的に、平成14年、かなり前に策定されたもので、何しろ古いものであるし、この地域に全く該当しないような区部のもので、どうしてもそれをやらなければならないというような地域のもので比べてしまっ、区画整理以外は駄目だという結論を出したということは非常に間違った方向性だと私は思っています。このときに色々住民や権利者の意見を聞いて、どのようにしていったらいいかというのを話し合っていくべきだったと思います。今もそうですけれども、最初から反対賛成に分かれて、その後話し合いをもって妥協点を見出していくという行為は為されていないのです。常に市の方から、第1次案、第2次案と換地設計案が出て、その度に1000近くの見解書が出たのですけれども、第2次案のときには85%が不採択になって、そのまま決定へ行ってしまった。だから、あの気持ちとしては反対の人もたくさんいて、対立構造を市が作ってしまったまま、ここまで来てしまっている、本来はここでしっかり検証委員の方々のような意見をたくさん出してくださったので、色々な方法を考えていくべきで、先ほども言ったように、この地域は大事な大事な地域なので、碁盤の目みたいなどこにでもある、ありふれた戦後の古い区画整理のやり方ということではなく、この歴史的なその時代時代に作られた現道を活かした、色々な手法を活かしてやるという、皆さんの住民の意見を聞いて、そのところは4万平米の先行取得地を使って色々負担のない形でやるという形の方が私はお金も使わないし、仮住まいもないし、そちらの方がいいと思いますので、この碁盤の目にまたしていくと玉突き状態が起きて、それぞれが苦しみ、またこの外の側に向かって玉突きも発生していく可能性もあるので、私はこれはどうしても賛成できません。以上です。

○会 長（黒木 中君） はい。御意見ありがとうございました。他に御質問等あります。はい。中村委員。

○委 員（中村幸夫君） 中村です。今回の事業計画で、令和6年度から11年度までの6年間、これにつきましては議会の方の債務負担の方も承認を得て了解をもらったと私は考えております。そのようなことと、もう1つは権利者の方が高齢化になってきておりますので、速やかに進めてほしいということです。これからどんどん私どもの本三地区では、高齢化の人が多いものですから、段々と早く進めてくれというような御意見がたくさん出ております。そのようなことから、速やかに進めてほしいということで要望しておきます。以上です。

○会 長（黒木 中君） はい。御要望でした。他に何かございますか。はい。野崎委員。

○委 員（野崎清代君） 野崎です。質問がいくつかあるのですが、1つずつ、聞いてよろしいですか。

○会 長（黒木 中君） はい。すごく長くかかりそうですか。

- 委 員（野崎清代君） 質問自体は長くありません。
- 会 長（黒木 中君） いくつぐらいありそうですか。
- 委 員（野崎清代君） 4つです。
- 会 長（黒木 中君） 4つですか。ではどうぞ。
- 委 員（野崎清代君） 1つ目なのですが、仮住まいが15年に達している方がいらっしやるのですけれども、その方は、この計画で、仮住まいが解消されないと聞こえたのですけれども、解消されるのかどうか。
- 会 長（黒木 中君） 2番目は。
- 委 員（野崎清代君） この区域で優先事項は返地ですか。仮住まいの方の返地。
仮住まいの解消とそれから3・4・12号線の優先整備とありますけれども、これはかなり広い範囲の面になっております。この広い範囲の面にしなければならない理由は何なのだろうということが2つ目。
- 会 長（黒木 中君） 優先整備をするのに、どうしてこういう面的な整備をしなければいけないのかということが御質問ですね。3つ目は。
- 委 員（野崎清代君） 換地をしますとどうしても、その先に住んでいる方が、いらっしやるのですけれども、その方にまた別のところに換地をしなければならないという換地の玉突きが生じるのですが、この赤い範囲の区画整理を進めると、この赤い範囲から外に換地で出なければならない人が生じるのでしょうか。
- 会 長（黒木 中君） この範囲から、外に換地される方がいるのかどうかということですね、3つ目は。
- 委 員（野崎清代君） 一度にではなく、玉突き状態で出てしまうことがあるのかどうか。
- 会 長（黒木 中君） 分かりました。そういう方がいるかどうかということですね。4番目は。
- 委 員（野崎清代君） 区画整理が市の財政を圧迫しているということになっていると思うのですが、できるだけ速やかに終わり、そして、財政負担もないように、ということで、それについてはいいと思うのですけれども。速やかに終わる、財政負担をなくすには、必要のない工事をできるだけ減らすということだと思うのです。それは、区域を外す。区画整理の区域を、外すということをしない限りは、これ全部やるというのは80年近くかかる。当初のものでは80年近くかかる計画だったのを、短い表現をして始めてしまったわけです。でも、これでやろうとすると、80年で済むかどうかわからない。ついでに意見も言っておきます。ですので、区域除外をする予定はあるのか。する気があるのか。
- 会 長（黒木 中君） 区画整理の区域の変更をするつもりがあるのかということですね。4番目の質問は。
- 委 員（野崎清代君） そうですね。はい。

- 会 長（黒木 中君） はい。分かりました。今突然の質問でいろんな資料的なこともあるので、お答えできる範囲でお答えいただきたいと思いますのですが、施行者側に。まず1番目です。15年仮住まいをしてらっしゃる方がいるのですけれども、この今回の6か年の計画の中でその仮住まいが解消する予定なのかどうかということが第一の御質問です。分かりますか。今。
- 区画整理課主幹（山崎信介君） 会長。区画整理課主幹です。
- 会 長（黒木 中君） はい。区画整理課主幹。
- 区画整理課主幹（山崎信介君） 今御質問があった長期中断の方の解消が図れるかどうかにつきまして、基本的にエリア内にその方は存しております。このことから移転協議整備状況を踏まえて、実際に解消までいけるかどうかというのは、今後の事業展開次第だと認識しております。以上です。
- 会 長（黒木 中君） はい。ありがとうございます。それでは2番目の質問ですが、優先すべき課題に対して、こういう面的な整備をする必要があるのかどうかという御質問でしたでしょうか。野崎委員。
- 委 員（野崎清代君） はい。
- 会 長（黒木 中君） それについては、御回答いただけますか。施行者。
- 区画整理課主幹（山崎信介君） 会長。区画整理課主幹です。
- 会 長（黒木 中君） はい。区画整理課主幹。
- 区画整理課主幹（山崎信介君） 検証検討結果以後、市の方向性を出しまして、現行の土地区画整理事業で進めていくということから、粛々と計画的に進めていく必要があります。優先事項の1つとして、都市計画道路3・4・12号線、駅前広場の整備、中断権利者の解消、こういったものを主なものと挙げておりますけれども、やはり線や点といった整備では、市街地の形成が図れないこと、特に上下水道の供給処理施設を確立すること、局所的に整備することによってまた新たな中断権利者が生まれる、こういったこともございますので、計画的に面整備を行っていく必要があると考えております。以上です。
- 会 長（黒木 中君） はい。ありがとうございます。3番目の御質問ですがけれども、この玉突きの換地によって赤い区域から外に出る方がいるかどうかというのは今分かりますか。
- 区画整理課主幹（山崎信介君） 会長。区画整理課主幹です。
- 会 長（黒木 中君） はい。区画整理課主幹。
- 区画整理課主幹（山崎信介君） 今想定はこの赤の囲まれた範囲内から外へ、いわゆる飛び換地となる対象の権利者は1軒ございます。ただこれまでも議会等で御説明しておりますけれども、様々な工夫を講じて、その対策を講じていきたいと考えております。以上です。
- 会 長（黒木 中君） はい。では、4番目の御質問です。財政圧迫を解消するに

は工事を減らせばいいのではないかと。それについては、区域の変更、区域を狭くするという計画はあるのでしょうか、という御質問です。

○まちづくり部長（吉岡隆宏君） 会長。まちづくり部長です。

○会 長（黒木 中君） はい。まちづくり部長。

○まちづくり部長（吉岡隆宏君） はい。今回6か年の範囲をお示ししてございますけれども、当然ながら、今回6か年の範囲内で20路線を予定してございます。ただ工事行程も見直しは当然ながら状況に応じて見直しを図ってまいります。それから区域の関係ですけれども、今回1月9日に発出させていただきました今後の方向性でお示ししておりますので、区域を外す考えはございません。

○会 長（黒木 中君） はい。ありがとうございます。よろしいですか。はい。野崎委員。

○委 員（野崎清代君） 野崎です。今御回答いただいて、もう一度確認したいのですが、飛び換地で1軒あるということですが、換地というのは、玉突き状態でどんどん広がっていくものなのですが、1軒だけなののでしょうか。それとも、換地の玉突きでもっと出る人がいるのでしょうか。

○区画整理課主幹（山崎信介君） 会長。区画整理課主幹です。

○会 長（黒木 中君） はい。区画整理課主幹。

○区画整理課主幹（山崎信介君） この令和6年度から11年度で設定した債務負担の範囲内から出てしまう権利者はいるのかということなので、この赤の点線で囲まれた範囲から、今の従前地が仮換地先として外に出てしまう権利者は、1軒ございます。この中での移転は当然ありますので、それぞれ従前地と換地との兼ね合いの中で、それぞれ移転をしていく形になりますが、この赤点線で囲まれた範囲内での移動になります。以上です。

○会 長（黒木 中君） はい。ありがとうございます。よろしいですか。他に何か御質問等ありますか。

○委 員（小宮國暉君） 会長。小宮です。

○会 長（黒木 中君） はい。小宮委員。

○委 員（小宮國暉君） 今までの御意見色々出まして、ごもっともだということも一部にありますので、十分、心得ているところであります。これからの6年間は非常に、駅前近づくいております。そのために1点だけ申し上げますと、ここには今まで川崎地区と違った個人商店が点在されております。これについては、検証委員会でも、最後に言わせていただきましたけれども、これからは非常に個人商店を動かしたり、何かすると大変な死活問題になる、ということの課題が残されているのではないということを申し上げて、また検証委員会でも、権利者の方に寄り添うというような答申が市長宛てに出されております。寄り添うとはこれどういうことなのかと。もう少し具体的に言うと、積極的に地権者の方に説明、あるいは理解を得

られるような、そういう策を講じて、土地権利者に対して反発を食ったり、あるいは先ほど、色々な形で出ているように、公平性に欠けてみたり、そういうことが、この施行上、できるだけそれを避ける、あってはならないと私も思っております。ですから、審議会でも、権利者の方の御意見、それを非常に大事にして、私はこの審議会に臨みたいと思っております。これがスムーズな円滑なこの事業の進行に、非常にポイントになることだと思います。その点を意見として申し述べておきます。以上です。

- 会 長（黒木 中君） 御意見ありがとうございます。まだありますか。
- 委 員（野崎清代君） 質問の続きでよろしいですか。
- 会 長（黒木 中君） どうぞ。野崎委員。
- 委 員（野崎清代君） 野崎です。先ほど説明してくださった中に、除外はしないという話がありまして、しかし変更があるということなのですが、この変更というのは、どのようなものを言うのでしょうか。
- 会 長（黒木 中君） 難しい質問ですね。もう一度言ってください。
- 委 員（野崎清代君） 区域を除外するとか、縮小することはしないという話が1つありました。それから、変更をして進めていくというような言葉があったと思うのです。それはどういうことなのかよく分からないのですが、そこを教えていただけますか。
- 会 長（黒木 中君） 御質問の趣旨分かりましたか。
- 委 員（野崎清代君） 聞き間違えているかもしれないのですが、区域は除外しないけれども、うまく進まないところは、私は変更に関心したのですけれども、そのようなやり方で対応していくという説明をなさったと思うのですね。だからうまく進まないところはどのような形で解決しようとしているのか、ということを知りたかったわけです。
- まちづくり部長（吉岡隆宏君） 会長。まちづくり部長です。
- 会 長（黒木 中君） まちづくり部長。
- まちづくり部長（吉岡隆宏君） はい。先ほどお答えした中に、工事を進めていくにあたっての工事行程の見直しという言葉を使わせていただきました。それは移転の状況に応じて、当然ながら施行ルートを考えながらやっていかなければなりませんので、そういったことで施行ルートの再構築や工事行程の見直しも含めて、進めていきたいと、考えているところを、先ほど御答弁させていただきました。以上です。
- 会 長（黒木 中君） はい。ありがとうございます。御質問色々あるかと思いますが、後ほど会議が終了した後、施行者に直接御質問いただければいいかなと思います。
- 委 員（神屋敷和子君） すみません。意見なのですか。

- 会 長（黒木 中君） 意見。はいどうぞ。
- 委 員（神屋敷和子君） 先ほど、中村委員から、周りは高齢化して早くやってくれと言っている人がたくさんいるとおっしゃったのですけれども、私の聞いている範囲では、■■■■が去年の2月に早々と家を壊して更地にした、そのままずっと今もあるけれども、家賃は払い続けたりしていて、無駄なお金を使っていることとか、■■■■の後ろには保留地があるのですけれども、色々な形で、■■■■がまた帰ってくると、自分たちもまた動かなければならない状況になるので、とっても困っているという反対の意見も聞いています。色々な意見の人がいるので、その辺は早く進めてほしい人がたくさんいるなんて簡単な言い方では言っていただきたくない。何しろ4万平米を使った現道を活かした住民同士が分断されないような街づくりに早く変えてほしいと私は思います。■■■■が住む東小学校のところにマンションがあって、あの大きなマンションが壊されました。あれも一部屋一部屋のお金もずっとこれから補償費として市は払っていかなければならない。そのようなことがどんどん起きていけば、本当に無駄な事業だと周りの方はおっしゃっている方がたくさんいました。以上です。
- 会 長（黒木 中君） はい。御意見ありがとうございました。
- 委 員（野崎清代君） 意見を1つ。
- 会 長（黒木 中君） 御意見を伺う場ではないのですけれども、申し訳ないんですけれども。先ほどのまちなみの説明が事務局からあったことに対して、御質問がありますか。という問いかけを今しているのですが。御意見、おっしゃりたいのですね。どうしても。
- 委 員（野崎清代君） 簡単に言います。
- 会 長（黒木 中君） どうぞ。
- 委 員（野崎清代君） 意見を1つだけお話したいのですけれども、地域の方はかなり高齢化しているということで、早くやってほしいという方がいるのかもしれないのですけれども、私の耳に入ってくるのは、今さら家を建て替えたくない。今お金を使いたくない。このまま死ぬまでここに居させてくれ。そういう声がむしろ聞こえてくるのです。実際に跡取りの子供もいない。あるいはどこか遠くにいる。自分の家に後住む人もいない。なんで今建て替えなければいけないの。そういう声の方がむしろ聞こえてくるのです。ですので、高齢化したら早く進めた方がいいではなくて、高齢化したらお年寄りをそのままにしておいてあげた方が、むしろ良い。環境が変わると、早死にしてしまうと。ですので、そういった1つの意見がありましたけれども、それだけではないということは1つ言っておきたいと思いました。
- 会 長（黒木 中君） はい。ありがとうございました。それではここで、質問の時間は終わりにさせていただきまして、次に、次回開催について何か事務局の方からありますか。

○区画整理課長（乙津正実君） 会長。事務局です。

○会 長（黒木 中君） はい。事務局。

○区画整理課長（乙津正実君） はい。御審議ありがとうございました。次回の区画整理の審議会の予定でございます。次回第2回の審議会につきましては、7月の10日水曜日または11日の木曜日の開催を予定してございます。各委員の皆様とは改めて調整をさせていただきますので、本日は御周知ということでよろしく願いいたします。以上です。

○会 長（黒木 中君） はい。ただいま事務局より次回の審議会の日程についての連絡がありました。改めて調整をするということですのでよろしくお願いいたします。他に何かありますか。

特にないようですので、これにて第5期第1回、福生都市計画事業羽村駅西口土地区画整理審議会を閉会といたします。大変お疲れさまでした。ありがとうございました。

午前11時40分 閉会